

○防衛省告示第百二十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和六年六月十六日から施行する。

令和六年五月十七日

防衛大臣 木原 稔

一 所沢通信施設

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県所沢市	並木
対象防衛関係施設の区域	埼玉県所沢市	並木六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県所沢市	こぶし町（次の図面に示す部分に限る。）、中新井一丁目及び二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、並木一丁目、三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	並びに五丁目から八丁目まで、花園三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、美原町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目並びに若松町及び北原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県新座市	西堀ほか
対象防衛関係施設の区域	埼玉県新座市	あたご一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西堀三丁目並びに本多一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都清瀬市	下清戸一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、石神一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菅沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、野火止二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、堀ノ内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本多一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目
	埼玉県新座市	あたご一丁目、二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、石神一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菅沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、野火止二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、堀ノ内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本多一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目

	東京都清瀬市	下清戸一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 三丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 並びに中清戸五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	東京東久留米市	上の原一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対	

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 木更津飛行場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県木更津市	千葉県木更津市	千葉県木更津市
吾妻地先	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	吾妻（次の図面に示す部分に限る。）、吾妻一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、新宿（次の図面に示す部分に限る。）、内港、中里（次の図面に示す部分に限る。）、中里一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに中の島（次の図面に示す部分に限る。）

備考	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十五度二十四分二十三秒、東経百三十九度五十三分五十四秒の点 二 北緯三十五度二十三分五十八秒、東経百三十九度五十三分五十五秒の点 三 北緯三十五度二十三分十三秒、東経百三十九度五十四分十五秒の点 四 北緯三十五度二十三分八秒、東経百三十九度五十五分四秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四 吾妻倉庫地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市
箱崎町ほか	田浦港町及び長浦町一丁目並びに箱崎町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	田浦港町及び長浦町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに箱崎町
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる
		一 北緯三十五度十七分四十五秒、東経百三十九度三十八分二十八秒の点
		二 北緯三十五度十七分四十七秒、東経百三十九度三十八分二

備考		点と八に掲げる
		十七秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域
		三 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十八分二十五秒の点
		四 北緯三十五度十八分四十一秒、東経百三十九度三十九分三秒の点
		五 北緯三十五度十八分二十四秒、東経百三十九度三十九分三十二秒の点
		六 北緯三十五度十八分五秒、東経百三十九度三十九分三十八秒の点
		七 北緯三十五度十七分三十秒、東経百二十九度三十九分十秒の点
		八 北緯三十五度十七分二十九秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 浦郷倉庫地区

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設
神奈川県横須賀市	神奈川県横須賀市	浦郷町ほか
神奈川県横須賀市	浦郷町一丁目及び船越町七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	浦郷町一丁目並びに二丁目、三丁目及び五丁目（いずれも次の図

備考	に係る対象施設周辺地域	
	市	面に示す部分に限る。）並びに船越町七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十七分五十四秒の点 二 北緯三十五度十七分五十五秒、東経百三十九度三十八分十二秒の点 三 北緯三十五度十八分八秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 四 北緯三十五度十八分三十一秒、東経百三十九度三十八分四十二秒の点 五 北緯三十五度十八分三十八秒、東経百三十九度三十八分二十秒の点 六 北緯三十五度十八分三十八秒、東経百三十九度三十八分十三秒の点

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 鶴見貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横浜市鶴見区	安善町
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横浜市鶴見区	安善町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市鶴見区 神奈川県川崎市川崎区	安善町一丁目及び二丁目並びに寛政町及び末広町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 大川町、白石町及び田辺新田（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一 北緯三十五度二十九分五十四秒、東経百三十九度四十二分三十五秒の点 二 北緯三十五度二十九分五十二秒、東経百三十九度四十二分三十六秒の点 三 北緯三十五度二十九分四十六秒、東経百三十九度四十二分三十秒の点 四 北緯三十五度二十九分四十五秒、東経百三十九度四十二分二十八秒の点 五 北緯三十五度二十九分二十六秒、東経百三十九度四十二分四十秒の点
---------------------	--	--

備考	
	六 北緯三十五度二十九分十五秒、東経百三十九度四十二分四十 二秒の点 七 北緯三十五度二十九分六秒、東経百三十九度四十二分二十二 秒の点 八 北緯三十五度二十九分十二秒、東経百三十九度四十二分八秒 の点 九 北緯三十五度二十九分三十四秒、東経百三十九度四十一分五 十九秒の点 十 北緯三十五度二十九分三十五秒、東経百三十九度四十二分一 秒の点 十一 北緯三十五度二十九分三十六秒、東経百三十九度四十二分 一秒の点 十二 北緯三十五度二十九分三十八秒、東経百三十九度四十二分 〇秒の点
一	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 赤崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	赤崎町ほか
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、下船越町及び船越町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域		長崎県佐世保市	赤崎町、庵浦町、下船越町、立神町及び船越町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域		一 北緯三十三度九分三十四秒、東経百二十九度四十一分五十七秒の点	
		二 北緯三十三度九分四十一秒、東経百二十九度四十二分八秒の点	
		三 北緯三十三度九分三十五秒、東経百二十九度四十二分十六秒の点	
		四 北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分十九秒の点	
		五 北緯三十三度九分十七秒、東経百二十九度四十二分三十八秒の点	
		六 北緯三十三度八分三十八秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点	
		七 北緯三十三度八分十六秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点	

	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び九に掲げる 点と十に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	八 北緯三十三度七分五十九秒、東経百二十九度四十二分三十六秒の点 九 北緯三十三度八分十四秒、東経百二十九度四十一分四十二秒の点 十 北緯三十三度八分二十九秒、東経百二十九度四十一分三十九秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 庵崎貯油所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	長崎県佐世保市	次に掲げる点を順次に結んだ線
庵浦町	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）	庵浦町（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十三度七分二十五秒、東経百二十九度四十二分三十四秒の点

	及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	二 北緯三十三度七分十三秒、東経百二十九度四十二分五十四秒の点 三 北緯三十三度六分四十九秒、東経百二十九度四十二分五十五秒の点 四 北緯三十三度六分四十三秒、東経百二十九度四十二分二十四秒の点 五 北緯三十三度六分五十四秒、東経百二十九度四十二分七秒の点 六 北緯三十三度七分二十二秒、東経百二十九度四十二分八秒の点 七 北緯三十三度七分二十五秒、東経百二十九度四十二分十七秒の点
備考		
	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区	

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 北部訓練場

対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設の所在地
村	沖縄県国頭郡東 頭村	村 沖縄県国頭郡東 字高江ほか
村	沖縄県国頭郡東 字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字安田、字安波、字伊地、字奥間、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡東村	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
字安田、字安波、字伊地、字奥間、字謝敷、字浜、字比地、字辺土名及び字与那（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字川田、字高江及び字宮城（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯二十六度四十三分四十四秒、東経百二十八度十三分四十四秒の点 二 北緯二十六度四十四分二秒、東経百二十八度十四分十三秒の点 三 北緯二十六度四十四分二十七秒、東経百二十八度十四分十六秒の点 四 北緯二十六度四十四分二十七秒、東経百二十八度十四分五十三秒の点 五 北緯二十六度四十四分五十七秒、東経百二十八度十五分二十六秒の点

六 北緯二十六度四十五分十秒、東経百二十八度十五分三十四秒の点

七 北緯二十六度四十五分二十秒、東経百二十八度十五分五十秒の点

八 北緯二十六度四十五分十秒、東経百二十八度十六分十七秒の点

九 北緯二十六度四十四分二十六秒、東経百二十八度十六分十秒の点

十 北緯二十六度四十四分十一秒、東経百二十八度十五分五十秒の点

十一 北緯二十六度四十三分四十九秒、東経百二十八度十五分四十秒の点

十二 北緯二十六度四十三分四十八秒、東経百二十八度十五分二十秒の点

十三 北緯二十六度四十三分二十四秒、東経百二十八度十五分二十秒の点

十四 北緯二十六度四十二分四十六秒、東経百二十八度十五分二

十四秒の点

十五 北緯二十六度四十二分十四秒、東経百二十八度十五分二十一秒の点

十六 北緯二十六度四十二分六秒、東経百二十八度十五分四十三秒の点

十七 北緯二十六度四十一分四十四秒、東経百二十八度十五分五十七秒の点

十八 北緯二十六度四十二分十秒、東経百二十八度十七分三秒の点

十九 北緯二十六度四十一分五十八秒、東経百二十八度十七分二十八秒の点

二十 北緯二十六度四十一分四十六秒、東経百二十八度十七分二十八秒の点

二十一 北緯二十六度四十一分十二秒、東経百二十八度十六分五十一秒の点

二十二 北緯二十六度四十分三十二秒、東経百二十八度十六分四十六秒の点

二十三 北緯二十六度四十分十四秒、東経百二十八度十六分二十
八秒の点

二十四 北緯二十六度三十九分五十八秒、東経百二十八度十五分
五十四秒の点

二十五 北緯二十六度三十九分五十四秒、東経百二十八度十五分
三十六秒の点

二十六 北緯二十六度四十分三十六秒、東経百二十八度十四分五
十四秒の点

二十七 北緯二十六度四十分三十七秒、東経百二十八度十四分三
十五秒の点

二十八 北緯二十六度四十分四秒、東経百二十八度十四分二十七
秒の点

二十九 北緯二十六度三十九分二十三秒、東経百二十八度十四分
四十二秒の点

三十 北緯二十六度三十九分九秒、東経百二十八度十四分十三秒
の点

三十一 北緯二十六度三十八分三十九秒、東経百二十八度十四分

六秒の点

三十二 北緯二十六度三十八分十九秒、東経百二十八度十三分五十四秒の点

三十三 北緯二十六度三十八分二十三秒、東経百二十八度十三分十九秒の点

三十四 北緯二十六度三十九分三秒、東経百二十八度十一分五十九秒の点

三十五 北緯二十六度三十九分二十九秒、東経百二十八度十二分四秒の点

三十六 北緯二十六度三十九分五十五秒、東経百二十八度十一分五十五秒の点

三十七 北緯二十六度四十分二十五秒、東経百二十八度十一分五十二秒の点

三十八 北緯二十六度四十分四十九秒、東経百二十八度十一分四十三秒の点

三十九 北緯二十六度四十一分十七秒、東経百二十八度十二分五秒の点

備考	
	四十 北緯二十六度四十一分三十七秒、東経百二十八度十二分十五秒の点 四十一 北緯二十六度四十一分四十二秒、東経百二十八度十二分三十七秒の点 四十二 北緯二十六度四十二分七秒、東経百二十八度十二分三十秒の点 四十三 北緯二十六度四十二分四十秒、東経百二十八度十三分二十一秒の点 四十四 北緯二十六度四十二分三十二秒、東経百二十八度十三分五十四秒の点 四十五 北緯二十六度四十二分五十二秒、東経百二十八度十四分七秒の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区	

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 伊江島補助飛行場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県国頭郡伊江村	字西江上ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県国頭郡伊江村	字川平、字西江上、字西江前、字東江上及び字東江前（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周	沖縄県国頭郡伊江村	字川平、字西江上、字西江前、字東江上及び字東江前（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	次に掲げる点を
一 北緯二十六度四十四分十六秒、東経百二十七度四十八分八秒 の点 二 北緯二十六度四十四分十五秒、東経百二十七度四十七分五十 九秒の点 三 北緯二十六度四十四分十一秒、東経百二十七度四十七分二十 八秒の点 四 北緯二十六度四十四分二十七秒、東経百二十七度四十五分三 十八秒の点 五 北緯二十六度四十四分十四秒、東経百二十七度四十五分二秒 の点 六 北緯二十六度四十三分十一秒、東経百二十七度四十四分四十 一秒の点 七 北緯二十六度四十二分三十九秒、東経百二十七度四十五分十 五秒の点	八 北緯二十六度四十二分二十八秒、東経百二十七度四十七分五

	順次に結んだ線及び八に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	十五秒の点 九 北緯二十六度四十二分十五秒、東経百二十七度四十八分六秒の点 十 北緯二十六度四十二分十九秒、東経百二十七度四十八分三十六秒の点
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

十一 八重岳通信所

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
沖縄県国頭郡本部町	字大嘉陽ほか	沖縄県名護市	字勝山（次の図面に示す部分に限る。）	沖縄県国頭郡本部町	字大嘉陽及び字辺名地（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を	一 北緯二十六度三十八分十五秒、東経百二十七度五十五分三十				

	順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ線に より囲まれた陸 域	六秒の点 二 北緯二十六度三十八分二秒、東経百二十七度五十五分四十一 秒の点 三 北緯二十六度三十七分四十五秒、東経百二十七度五十五分十 七秒の点 四 北緯二十六度三十八分三秒、東経百二十七度五十四分五十八 秒の点 五 北緯二十六度三十八分十七秒、東経百二十七度五十五分五秒 の点
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含 まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に 接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるもの とする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区		

域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十二 牧港補給地区

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県浦添市	宇城間ほか
対象防衛関係施設の区域	沖縄県浦添市	字城間、字小湾、字仲西、字港川、字宮城、字屋富祖及び勢理客四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	沖縄県浦添市	字城間（次の図面に示す部分に限る。）、字小湾、字仲西、字港川（次の図面に示す部分に限る。）、字宮城、字屋富祖、屋富祖三丁目、屋富祖四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西洲一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに三丁目、城間一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	る。)、宮城一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、仲西一丁目及び二丁目並びに三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに勢理客二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯二十六度十六分十九秒、東経百二十七度四十二分四十秒の点 二 北緯二十六度十六分二十六秒、東経百二十七度四十二分三十秒の点 三 北緯二十六度十六分二十九秒、東経百二十七度四十二分二十秒の点 四 北緯二十六度十五分二十三秒、東経百二十七度四十一分十七秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる	五 北緯二十六度十四分五十七秒、東経百二十七度四十一分九秒の点 六 北緯二十六度十四分五十五秒、東経百二十七度四十一分九秒

点と六に掲げる 点とを結ぶ河岸 線により囲まれ た水域	の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

対象防衛関係施設の区域					対象防衛関係施設の所在地
谷町	沖縄県中頭郡北	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県うるま市	沖縄県沖縄市	沖縄県うるま市
	字伊平、字桑江及び字砂辺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字野国（次の図面に示す部分に限る。）	字栄野比、字川崎、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	伊佐一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	字昆布ほか

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域				
沖縄県宜野湾市	沖縄県沖縄市	沖縄県うるま市	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県中頭郡北谷町
字伊佐、字大山及び字喜友名（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、伊佐一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに喜友名二丁目、大山一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字池原、字倉敷、字知花、字登川並びに池原三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	石川楚南、石川東恩納、字栄野比、字川崎、字昆布及び字天願（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字兼久及び字野国（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字伊平（次の図面に示す部分に限る。）、伊平一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに字上勢頭、字桑江、桑江一丁

目、字下勢頭、字砂辺、字浜川及び美浜三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	一 北緯二十六度二十三分三十七秒、東経百二十七度五十一分四十二秒の点 二 北緯二十六度二十三分五十七秒、東経百二十七度五十一分五十秒の点 三 北緯二十六度二十四分六秒、東経百二十七度五十一分三十一秒の点 四 北緯二十六度二十四分〇秒、東経百二十七度五十一分二十秒の点 五 北緯二十六度二十四分七秒、東経百二十七度五十一分四秒の点 六 北緯二十六度二十四分三十一秒、東経百二十七度五十分四十三秒の点 七 北緯二十六度二十四分二十八秒、東経百二十七度五十分二十五秒の点

	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び八に掲げる 点と十二に掲げ る点とを結ぶ海 岸線により囲ま れた海域	八 北緯二十六度二十一分四秒、東経百二十七度四十四分四十三 秒の点 九 北緯二十六度二十一分三秒、東経百二十七度四十四分三十九 秒の点 十 北緯二十六度二十分五十七秒、東経百二十七度四十四分二十 七秒の点 十一 北緯二十六度二十分十三秒、東経百二十七度四十四分三十 三秒の点 十二 北緯二十六度二十分五秒、東経百二十七度四十四分四十 秒の点
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含 まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に 接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるもの		

とする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 鳥島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡久米島町	沖縄県島尻郡久米島町	米島町
字宇江城	字宇江城（次の図面に示す部分に限る。）	字宇江城（次の図面に示す部分に限る。）

	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結ぶ線に より囲まれた陸 域及び海域	一 北緯二十六度三十五分五十六秒、東経百二十六度五十分二秒の点 二 北緯二十六度三十五分四十三秒、東経百二十六度五十分十四秒の点 三 北緯二十六度三十五分二十秒、東経百二十六度四十九分四十秒の点 四 北緯二十六度三十五分三十六秒、東経百二十六度四十九分三十秒の点 五 北緯二十六度三十五分五十一秒、東経百二十六度四十九分四十二秒の点
備考		
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

対象防衛関係施設の所在地		対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡渡名喜村	沖縄県島尻郡渡名喜村	沖縄県島尻郡渡名喜村	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域
字入砂	字入砂	字入砂	一 北緯二十六度二十三分二十六秒、東経百二十七度六分二十六秒の点 二 北緯二十六度二十三分〇秒、東経百二十七度六分三十三秒の点 三 北緯二十六度二十二分四十秒、東経百二十七度六分五秒の点 四 北緯二十六度二十二分四十七秒、東経百二十七度五分四十四秒の点

	五 北緯二十六度二十三分二十七秒、東経百二十七度五分五十二秒の点
備考	
	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十六 久米島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県島尻郡久米島町	字奥武
対象防衛関係施設の区域	沖縄県島尻郡久米島町	字奥武（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	沖縄県島尻郡久	字奥武（次の図面に示す部分に限る。）

に係る対象施設周辺地域		米島町	
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域		一 北緯二十六度二十分二十八秒、東経百二十六度五十分三十四秒の点 二 北緯二十六度二十分二十五秒、東経百二十六度五十分四十三秒の点 三 北緯二十六度二十分八秒、東経百二十六度五十分四十五秒の点 四 北緯二十六度二十分五秒、東経百二十六度五十分二十四秒の点 五 北緯二十六度二十分十四秒、東経百二十六度五十分二十一秒の点	
備考			
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。			
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に			

接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十七 津堅島訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	沖縄県うるま市
勝連津堅	勝連津堅（次の図面に示す部分に限る。）	勝連津堅（次の図面に示す部分に限る。）
		一 北緯二十六度十四分五十八秒、東経百二十七度五十六分六秒

備考

	順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	の点
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。		
二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		二 北緯二十六度十五分六秒、東経百二十七度五十六分四秒の点
三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		三 北緯二十六度十五分三十五秒、東経百二十七度五十六分九秒の点
四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		四 北緯二十六度十五分三十九秒、東経百二十七度五十六分十六秒の点

十八 沖大東島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡北大東村	沖縄県島尻郡北大東村	沖縄県島尻郡北大東村
字ラサ	字ラサ	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ線に点とを結ぶ線に
		一 北緯二十四度二十八分二十五秒、東経百三十一度十一分四十六秒の点 二 北緯二十四度二十八分七秒、東経百三十一度十二分〇秒の点 三 北緯二十四度二十七分三十秒、東経百三十一度十一分三十四秒の点

		より囲まれた海 域	
備考	一	「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	四 北緯二十四度二十七分三十二秒、東経百三十一度十一分〇秒の点
	二	側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	五 北緯二十四度二十八分二十一秒、東経百三十一度十分三十六秒の点
	三	この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	六 北緯二十四度二十八分三十二秒、東経百三十一度十分四十九秒の点